

1 基本報酬の届出（基本報酬の見直し、前年度実績等）が必要なサービスについて

次の基本報酬については、報酬改定により算定要件等の見直しがなされます。

見直しにより届出が必要な事業所や、前年度実績により届出が必要になる事業所は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

(1) 障がい児支援事業

児童発達支援（主として重症心身障がい児、児童発達支援センター以外）

（前年度実績による基本報酬の届出が必要です。）

《前年度実績による基本報酬の届出》

- ・未就学児等支援区分（区分Ⅰ）
小学校就学前の障がい児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が70%以上であること。なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。
- ・未就学児等支援区分（区分Ⅱ）
上記区分Ⅰ以外の場合

児童発達支援、放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児のみ）

（基本報酬の定員区分の見直しが行われました。）

《基本報酬の定員区分の見直し》

重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しが行われました。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分創設による見直しは行われません。

福祉型障がい児入所施設

（基本報酬の定員区分（主として知的障がいのある児童）の見直しが行われました。）

《基本報酬の定員区分の見直し》

ケアの小規模化を推進する観点から、基本報酬（主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合）について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上から40人以下の区分設定を、10人単位刻みから5人単位刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理が行われました。（111人以上の区分を削除）

2 基本報酬が改正されたサービス【届出不要】

(1) 障がい児支援事業

計画相談（障がい児相談）

《基本報酬の見直し》

機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること」を要件に加えるとともに、更に評価されます。

複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加していること」についても、対象に加えられます。

児童発達支援、放課後等デイサービス（主として重症心身障がい児以外）

《基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）》

＜児童発達支援センター（障害児）＞

定員30人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下）1104単位/日

時間区分2（1時間30分超3時間以下）1131単位/日

時間区分3（3時間超5時間以下）1184単位/日

＜児童発達支援（障害児）＞

定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下）901単位/日

時間区分2（1時間30分超3時間以下）928単位/日

時間区分3（3時間超5時間以下）980単位/日

＜放課後等デイサービス（障害児）＞

定員10人以下 時間区分1（30分以上1時間30分以下）574単位/日

時間区分2（1時間30分超3時間以下）609単位/日

時間区分3（3時間超5時間以下）666単位/日

※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能

※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

- 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費基本報酬において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分1」支援時間30分以上1時間30分以下、「時間区分2」同1時間30分超3時間以下、「時間区分3」同3時間超5時間以下の3区分とする。

なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分3は学校休業日のみ算定可とする

- 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める
- 支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にともない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない
- 本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算(Ⅱ)は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）